

当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の取り組みについて

平成19年4月6日
四国電力株式会社

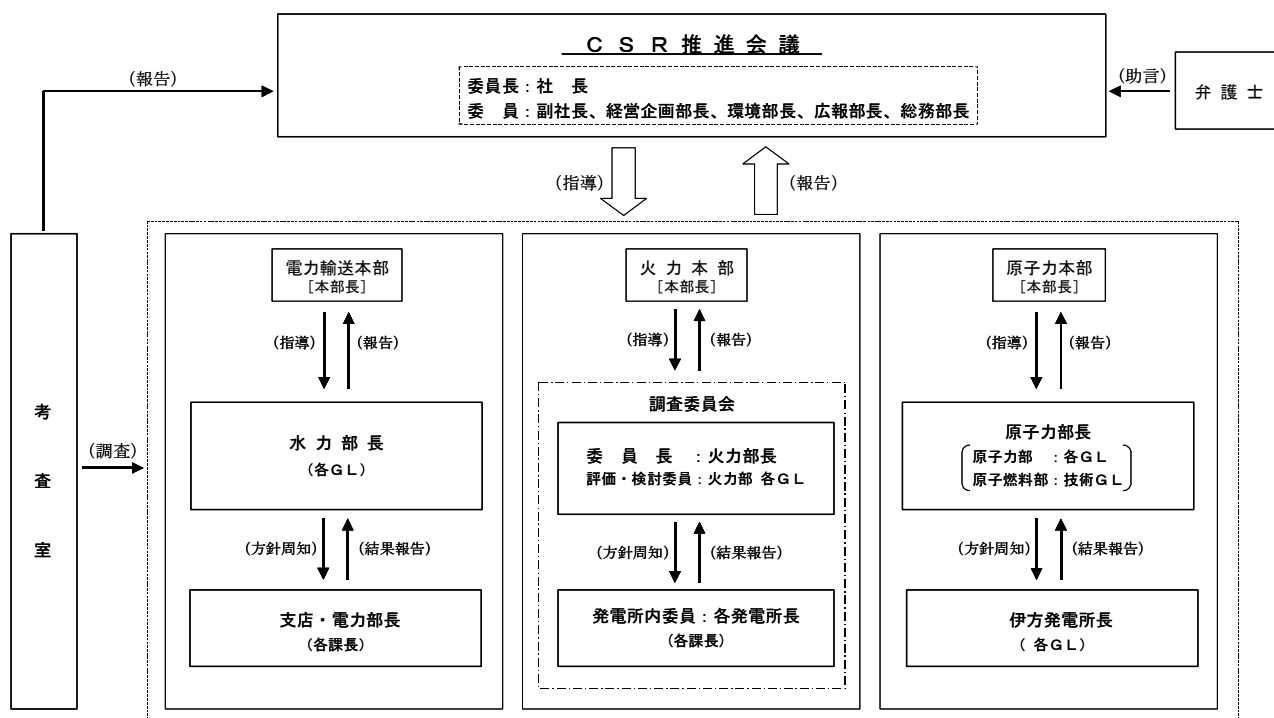
1. 点検・調査目的

当社は、昨年 11 月の経済産業省 原子力安全・保安院の指示文書等に基づき、水力、火力、原子力の各発電設備について手続き不備、データ改ざんなどの有無に関する点検および期間や対象を限定することなく保安活動全般に亘る網羅的な聞き取り調査を実施した。

点検・調査に当たっては、常設の C S R 推進会議（委員長：社長）のもと、発電設備部門ごとに本部長を筆頭とする体制で行い、報告書のとりまとめに当たっては、客観性、透明性を確保するため、適宜、社内監査部門によるチェックを実施するとともに、社外の弁護士からの助言も得ながら行った。（図 1 参照）

当社は、平成 19 年 3 月 30 日に、経済産業省 原子力安全・保安院へ提出した「当社発電設備に係る点検・調査結果についての報告書」で示した点検・調査結果を踏まえ、原因の究明・再発防止策、今後の取り組みについてとりまとめた。

図 1：点検・調査実施体制



2. 点検・調査結果

点検を実施した結果、火力・原子力発電設備については、不適切な事案は確認されなかったが、水力発電設備において、河川法上の不適切な 2 事案（9 件）を確認した。

なお、これらについては、既に国土交通省 四国地方整備局へ報告済みである。

（表 1，表 2 参照）

(1) 不適切事案（申請不備および条件違反）

表1：河川法第26条第1項（工作物の新築等）に係る申請不備事案

水系名	河川名	発電所名	相違事項	備考
吉野川	第一ゴマ谷川	松尾川第一	ゴマ谷第一溪流取水設備排砂門	平成6年取替
〃	祖谷川	名頃	名頃ダム洪水吐ゲート巻上機	平成3年設置
那賀川	藤ヶ内谷川	広野	藤ヶ内溪流取水設備取水口	平成11年設置
仁淀川	高野川	第五黒川	高野川取水設備取水口	平成7年設置
〃	名荷谷川	〃	名荷谷川溪流取水設備取水口	平成6年設置

（注）H18.12.20、H19.1.24付で国土交通省 四国地方整備局へ報告済み。

表2：河川法第23条（流水占用）または同条に基づく許可に係る条件違反事案

〔条件違反内容：運転開始当初より、水力発電目的で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、巡視・点検時における飲料水等として使用〕

水系名	河川名	発電所	所在地	最大出力(kW)	運転開始年月
吉野川	祖谷川	名頃	徳島県三好市	1,300	昭和36年4月
〃	〃	三縄	〃	7,000	昭和34年4月
仁淀川	岩屋川	岩屋川	高知県高岡郡仁淀川町	1,800	昭和5年4月
肱川	船戸川	船渡	愛媛県西予市	520	大正15年10月

（注）H19.3.14付で国土交通省 四国地方整備局へ報告済み。

〔なお、平成19年3月14日付 国土交通省 四国地方整備局等への報告のなかで、水力発電の目的で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、消火用水として使用する設備を設置していた水力発電所（17箇所）を、河川法令に違反するおそれのある事案として報告している。〕

(2) 発生原因

河川法第26条に係る申請不備事案については、

- ・申請要否等の、具体的な判断基準が明確化されておらず、曖昧な部分があり、当社側で、「機能維持に関する軽微な工作物および工事については、維持・補修の範囲であり、新築・改築にはあたらない」とものと判断していたこと

河川法第23条に係る条件違反事案については、

- ・水力発電所における手洗い用の水等も、発電使用水と同様、水力発電所の運転・運用のために必要であり、しかも、その量は極めて少ないことから問題ないと認識していたこと

等の原因から、発生したものである。

3. 再発防止策

今回の点検・調査により確認された、水力発電設備における申請不備および条件違反等の事案について、

- ・申請不備については、申請要否に係る判断基準の作成および確実な申請手続きの実施
- ・条件違反については、飲料水等に使用するための設備を全て廃止・撤去

の再発防止策を立案し、平成19年1月24日および3月14日付で国土交通省 四国地方整備局に報告済である。

なお、本事案に鑑み、当社としては、水力・火力・原子力全ての発電設備に関し、今後、関係法令の解釈や具体的手続きにおいて、よりの確な対応を行うなどコンプライアンスの一層の徹底を図ることとしたい。

4. 今後の取り組み

当社は、企業として存続していく上で、広く社会と共生を図りつつ、企業価値を高め、持続的な社会の発展に貢献してゆくことを重要な課題として取り組んできたが、近年、コンプライアンスの推進や環境問題への対応など、企業の社会的責任（CSR）の重要性が一段と高まってきている。

当社では、昨年9月、CSRに係る取り組みを推進していく上での基本方針となる「よんでんグループ行動憲章」を制定した。今後とも、当社では、同憲章に則り、企業倫理や法令遵守の徹底を基本に、電力の安定供給や環境保全等に万全を期し、あらゆる社会的責任の遂行に、今まで以上に、グループ一体となった取り組みを進めるとともに、「風通しの良い職場風土づくり」を徹底し、より一層の信頼される企業づくりに、全力を尽くしていきたい。

従来から実施していたものも含め、今後の具体的な当社の取り組みは、以下のとおり。

（1）コンプライアンス意識の一層の定着・浸透

- ① 「よんでんグループ行動憲章」、「四国電力コンプライアンスガイドライン」等の周知徹底による、法令の遵守および企業倫理の徹底を基本とした事業運営の継続
 - ・ 全従業員に対する、「よんでんグループ行動憲章」、「四国電力コンプライアンスガイドライン」の周知徹底
 - ・ 幹部・管理職に対する「電気事業連合会行動指針」の周知徹底
- ② 常設委員会等における継続的対応
 - ・ 常設のCSR推進会議、コンプライアンス推進委員会において、適宜、社外有識者を加え、コンプライアンス定着・浸透のあり方等につき検討
 - ・ コンプライアンス相談窓口等を活用した調査の継続および問題のおそれのある事案が発見された場合の適切な対応の実施
- ③ 従業員に対する法令遵守および企業倫理徹底など社会的責任の遂行の要請
 - ・ 全従業員に対し、今回の点検・調査結果とそれらを踏まえた「社長メッセージ」の発信（H19. 3. 30）
 - ・ 経営幹部会議において、法令やルールへの遵守、コンプライアンスについては、経営幹部・管理職の意識・役割が重要であることから、幹部に対し、法令の遵守および企業倫理の徹底などについて、引き続き部下を指導するよう指示（H19. 3. 26）
 - ・ 社内新聞への掲載（全従業員およびOBに配布：H19. 4. 1）
- ④ コンプライアンスに関する教育・研修等の一層の充実
 - ・ 全従業員を対象とした遠隔教育システム（eラーニング）を使った事例研修の継続実施。なお、原子力部門においては、日本原子力技術協会が所有するeラーニングを活用した安全文化醸成に係る教育の実施
 - ・ 新入社員・新任管理者教育のなかでのコンプライアンス教育の実施
 - ・ 各職場におけるコンプライアンス周知会、研修会等の実施
- ⑤ グループ大でのコンプライアンスの推進
 - ・ 「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を中心に、グループ大でのコンプライアンスを推進
- ⑥ 電力中央研究所等による原子力安全文化にかかる組織風土評価の継続実施（原子力部門）

（２）「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り

① 対話機会の充実

- ・経営層や発電所・支店幹部と、従業員との対話・懇談のさらなる充実により、風通しの良い職場風土づくりを徹底
(経営層による発電所・支店巡回を速やかに実施するとともに、その後も継続実施)
- ・定期的なグループディスカッション等を通じた業務上の悩み等を軽減するための対話機会の充実
- ・不適切事案が確実に報告されるような「言い出す仕組み・環境」の徹底

② 法務・コンプライアンスに係るサポートの徹底等

- ・第一線職場への法令・社内規程の解釈等のサポートを徹底
- ・内部通報制度（コンプライアンス相談窓口）の活用など問題事例を掘り起こし解決するための仕組みのさらなる活用促進

③ 規制機関や自治体との良好なコミュニケーション

- ・伊方発電所における保安検査官の自由な現場確認環境の維持や保安検査官への要望資料などの提供の継続実施
- ・愛媛県、伊方町への原子力関係情報の提供、公開の仕組みの継続実施

（３）品質保証面のデータ・知見の蓄積と活用（原子力部門）

- ① 原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）の保全品質情報に関し、各社へ水平展開が必要となるようなハード・ソフト面の不適合について登録（電力大の取り組み）
- ② ニューシアの運用にかかる日本原子力技術協会との連携強化（電力大の取り組み）
- ③ PWR事業者連絡会（JPOG）等における電力各社およびメーカーとの情報共有化、予防対策検討（電力大の取り組み）
- ④ ニューシア情報、不適合情報などの当社グループ会社等との情報共有の継続実施

以　上